

帝京科学大学大学院研究科履修規則

(趣 旨)

第1条 帝京科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第2条の規定に基づく本学理工学研究科、医療科学研究科（以下「研究科」という。）の教育課程及び履修方法等について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 学則第13条の規定に基づく研究科専攻課程の授業科目及び単位数並びに授業時間数は別表のとおりとする。

(修得すべき単位数)

第3条 修士課程の学生は、研究指導教員の指導により、理工学研究科は輪講8単位、特別実験8単位、医療科学研究科は研究法特論4単位、特別研究8単位の必修を含め、所属専攻及び関連する他専攻の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の指導により、特別輪講4単位、特別実験8単位を含め、16単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第4条 単位の計算方法については、帝京科学大学学則第27条の規定を準用する。

(研究指導教員)

第5条 研究科長は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、各学生ごとに研究指導教員を定める。

(履修科目届)

第6条 修士課程及び博士後期課程の学生は、研究指導教員の指導のもとに特定の研究分野を定め、当該研究に必要な授業科目を履修するものとする。

2 修士課程及び博士後期課程の学生は、前項により履修しようとする授業科目を研究指導教員の許可を得た上で、学年の始めに所定の様式により届けなければならない。

(履修単位の特例)

第7条 理工学研究科の修士課程の学生は、研究指導教員が特に必要と認めたときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、通算6単位を限度として本学大学院の関連科目の単位として第3条の単位に充当することができる。

3 理工学研究科の修士課程の学生で、本学学部在学期間中に大学院授業科目の履修を許可され、試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合には、願い出により単位の認定を行い、通算5科目10単位を限度として、本学大学院の専攻の単位として第3条の単位に充当することができる。

(他の大学院で履修した単位)

第8条 修士課程の学生は、学則第15条の規定により他の大学院（外国の大学院を含む。）で授業科目を履修し、修得した単位は、10単位を限度として関連科目の単位として第3条の単位に充当することができる。

2 前項の規定による単位の認定、成績評価の取扱い及びその他必要な事項は研究科委員会において定める。

(試 験)

第9条 履修科目の試験は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告により行う。

(追試験)

第10条 研究科委員会において特に必要と認めたときは、追試験を行うことができる。

(修士論文及び博士論文の提出)

第11条 修士論文及び博士論文を提出しようとする学生は、研究指導教員の承認を得て所定の期日までに提出しなければならない。

2 修士論文及び博士論文の提出の時期については、研究科委員会が別に定める。

(修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験)

第12条 修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験については、帝京科学大学学位規定の定めるところによる。

(教員養成のための課程)

第13条 学則第12条の3の第4項に基づく授業科目及び履修については、別記による。

(雑 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究について必要な事項は、研究科委員会が定める。

(規則の改正)

第15条 規則の改正は、研究科委員会の意見を聞いて、研究科長が行う。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第294号 平成16年3月2日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第169号 平成17年3月2日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第286号 平成19年3月30日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第143号 平成20年2月26日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第227号 平成21年3月25日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第123号 平成22年3月28日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第147号 平成23年3月19日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第78号 平成24年3月29日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第96号 平成25年2月13日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第293号 平成28年4月14日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

〔別記〕

(教職課程の履修)

教育職員免許法に定める専修免許状を取得するためには、修士の学位を有するとともに、次の区分の「基礎となる免許状の種類」欄の免許状を有し、免許状の種類ごとに「教科及び教科の指導法に関する科目」欄に定める24単位を修得しなければならない。

専攻等名	免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	基礎となる免許状の種類
バイオサイエンス専攻	中学校教諭 専修免許状(理科)	24	中学校教諭 一種免許状(理科)
	高等学校教諭 専修免許状(理科)	24	高等学校教諭 一種免許状(理科)
環境マテリアル専攻	中学校教諭 専修免許状(理科)	24	中学校教諭 一種免許状(理科)
	高等学校教諭 専修免許状(理科)	24	高等学校教諭 一種免許状(理科)
アニマルサイエンス専攻	中学校教諭 専修免許状(理科)	24	中学校教諭 一種免許状(理科)
	高等学校教諭 専修免許状(理科)	24	高等学校教諭 一種免許状(理科)

〔1〕 バイオサイエンス専攻

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科及び教科の指導法 に関する科目 (理科)	バイオプロセス工学特論Ⅰ	2		これら7科目より 3科目6単位選択 必修
	食品科学特論Ⅰ	2		
	分子生物学特論Ⅰ	2		
	生体反応特論	2		
	植物組織培養学特論Ⅰ	2		
	生物有機化学特論Ⅰ	2		
	遺伝子化学特論Ⅰ	2		
	微生物学特論	2		
	製剤学特論	2		
	バイオプロセス工学特論Ⅱ		2	
	食品科学特論Ⅱ		2	
	分子生物学特論Ⅱ		2	
	植物組織培養学特論Ⅱ		2	
	生物有機化学特論Ⅱ		2	
	遺伝子化学特論Ⅱ		2	
	神経科学特論		2	

〔2〕 環境マテリアル専攻

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科及び教科の指導法 に関する科目 (理科)	環境有機化学特論		2	これら18科目より 12科目24単位選択
	植物環境生理学特論		2	
	環境共生学特論		2	
	環境野生動物学特論		2	
	環境生態学特論		2	
	環境物理化学特論		2	
	環境無機化学特論		2	
	環境分析学特論		2	
	大気環境学特論		2	
	分光学特論		2	
	機能性分子特論		2	
	クリーンエネルギー特論		2	
	生物間相互作用学特論		2	
	植物代謝機能学特論		2	
	保全遺伝学特論		2	
	物質循環生態学特論		2	
	水圏環境生態学特論		2	
	人類学特論		2	

〔3〕 アニマルサイエンス専攻

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科及び教科の指導法 に関する科目 (理科)	動物行動生理学特論	2		これら6科目より 3科目6単位選択 必修
	動物行動学特論	2		
	代謝生理学特論	2		
	動物行動神経科学特論	2		
	動物行動生態学	2		
	水生哺乳類学特論	2		
	動物保健衛生学特論	2		
	臨床動物行動学特論	2		
	環境教育特論	2		
	陸生哺乳類学特論		2	
	社会行動と生物学		2	
	動物基礎科学特殊講義		2	
	動物園動物学		2	
	動物科学特論一		2	
	動物科学特論二		2	